参考２

沖縄振興計画に基づく分野別計画のあらまし

沖縄振興特別措置法に基づいて、観光振興計画と情報通信産業振興計画、農林水産業振興計画、職業安定計画の４つの分野別計画が、平成１４年８月２３日に沖縄県知事から国に提出され、主務大臣は、９月１０日に同意を行った。

これらの分野別計画の計画期間は３年間であり、計画の意義・性格、施策の方針等が記されているとともに、沖縄振興計画のアクションプランという性格を持っているものであることから、３年後に達成を目指す政策目標(指標)が掲げられるとともに、具体的な施策がリスト化されている。また、観光振興計画においては、観光振興地域（従来の９地域に５地域を追加)、情報通信産業振興計画においては、情報通信産業振興地域（従来の２３地域に宜野座村を追加）と情報通信産業特別地区（名護・宜野座地区及び那覇・浦添地区を指定）の指定が含まれている。

各計画の主な指標は次のとおりである。

- 観光振興計画　･･･　入域観光客数、観光客一人当たり県内消費額、平均滞在日数、国内会議・国際会議等開催件数　等
- 情報通信産業振興計画　･･･　情報通信関連産業への雇用者数、情報通信関連産業に係る生産額、県内へ新規に立地した企業の数、ＩＴ高度人材育成数　等
- 農林水産業振興計画　･･･　拠点産地数、粗生産額、認定農業者数、ほ場整備率　等
- 職業安定計画　･･･　新規雇用者数、新規学卒者就職率、職業能力開発と人材育成の数　等

※　主務大臣

- 観光振興計画 ･･･ 内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣
- 情報通信産業振興計画 ･･･ 内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣
- 農林水産業振興計画 ･･･ 内閣総理大臣、農林水産大臣
- 職業安定計画 ･･･ 内閣総理大臣、厚生労働大臣

◎ 沖縄県観光振興計画の概要

１　計画の構成

第１部　計画作成の基本的考え方

第２部　観光振興の基本方向

第３部　観光振興施策の展開

（１）国際的海洋性リゾート地の形成

（２）国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

（３）コンベンション・アイランドの形成

（４）国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

（５）産業間の連携の強化

第４部　観光振興地域

２　計画の期間

平成１４年度～平成１６年度（３か年）

３　計画の目標

沖縄振興計画において実現を目指す「多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成」に向け、受入体制の見直し、強化を図るとともに、観光資源のさらなる魅力向上、旅行目的・形態の変化に対応した沖縄観光の新たな魅力づくりに取り組み、観光・リゾートが県経済をリードする総合産業として一層成長・発展していくための基盤づくりを図ることを目標とする。

４　主な施策・事業

（１）国際的海洋性リゾート地の形成

観光振興地域等の整備、国際通りのグレードアップ、沖縄自動車道の利用促進、道路における環境整備、「景観形成モデル地区」の指定推進、赤土等流出防止対策、那覇空港施設の沖合いへの展開等の検討及び必要な整備への取り組み、那覇港大型旅客船バースの整備推進　等

（２）国民の総合的な健康保養の場の形成と体験・滞在型観光の推進

健康保養型観光の推進、健康保養食材の活用・普及促進、エコツーリズムの推進、世界遺産の周辺整備　等

（3）コンベンション・アイランドの形成

国際会議等の誘致、スポーツコンベンションの振興、コンベンション施設の整備　等

（4）国内外の観光客受入体制の整備と誘客活動の強化

観光人材の育成、沖縄観光情報提供システムの構築、多様なエンターテイメントの導入促進、国内外における誘客プロモーションの展開　等

（5）産業間の連携の強化

観光土産品対策の推進、県産食材の安定供給体制の強化　等

5　観光振興地域

沖縄振興開発特別措置法（旧法）において指定を受けていた９地域に加え、新規に５地域を追加。

◎ 沖縄県情報通信産業振興計画の概要

1．計画の構成

第１章　総　説

第２章　情報通信関連産業振興の基本方向

・国内外情報通信関連産業の状況、県内の情報通信関連産業の現状・課題

・国や県等の取り組み、基本的な方向

第３章　情報通信関連産業振興施策の展開

（1）情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業特別地区制度の活用

（2）通信コストの低減化

（3）情報通信関連産業支援施設の整備

（4）国内外コンテンツ・先進的アプリケーションの集積

（5）一元的な企業誘致・支援体制の構築

（6）情報通信関連産業に係る人材の育成・確保

（7）情報通信分野に係る研究開発の促進

（8）情報通信基盤の整備

第４章　情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区

（１）情報通信産業振興地域

（２）情報通信産業特別地区

２．計画期間　平成１４年度～平成１６年度（３か年）

３．計画目標

（１）民間主導型自立的経済の構築に向けた情報通信関連産業の集積

（２）アジア・太平洋地域における国際的な情報通信ハブの実現

４．主な施策・事業

（１）情報通信産業振興地域制度及び情報通信産業特別地区制度の活用

（２）通信コストの低減化

情報通信産業振興支援事業

（３）情報通信関連産業支援施設の整備

ＩＴ共同利用型インキュベート施設の整備

（４）国内外コンテンツ・先進的アプリケーションの集積

マルチメディアモデル美術館成果展開事業、沖縄デジタルアーカイブ整備事業、コンテンツ制作への支援

（５）一元的な企業誘致・支援体制の構築

情報通信産業誘致・活性化事業

（６）情報通信関連産業に係る人材の育成・確保

ＩＴ高度人材育成事業、情報通信・放送分野専門技術人材育成事業、ＩＴ産業等就職支援事業、コールセンタートレーナー養成講座

（７）情報通信分野に係る研究開発の促進

ジャパン・ギガビットネットワーク(JGN)の利用促進、オープンソース・ソフトウェア集積環境の整備

（８）情報通信基盤の整備

インターネット・イクスチェンジ（ＩＸ）の整備促進、沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備・拡充、地域イントラネット基盤施設整備事業、地域インターネット導

入促進基盤整備事業、新世代ケーブルテレビ施設整備事業

５．情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区

（１）情報通信産業振興地域（２４市町村）

沖縄振興開発特別措置法（旧法）において指定を受けていた２３市町村に加え、新規に宜野座村を追加

（２）情報通信産業特別地区

広域的に沖縄全体における情報通信産業の集積に効果を及ぼす拠点として、次の区域を定める。

名護・宜野座地区（名護市、宜野座村)、那覇・浦添地区（那覇市、浦添市）

◎ 沖縄県農林水産業振興計画の概要

１　計画の構成

第１章　計画策定の基本的な考え方

第２章　農林水産業振興の方針

第３章　施策・事業の展開

（１）　おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

（２）　流通・販売・加工対策の強化

（３）　農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保

（４）　農林水産技術の開発・普及

（５）　亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

（６）　多面的機能を生かした農山漁村の振興

（７）　環境と調和した農林水産業の推進

第４章　地域特性を生かした圏域別振興方向

（１）　北部圏域

（２）　中部圏域

（３）　南部圏域

（４）　宮古圏域

（5）　八重山圏域

2　計画の期間

平成１４年度～平成１６年度（3か年）

3　計画の目標

本県の地理的不利性等の条件不利性の軽減に関する農林水産業振興上の課題に積極的に取り組むとともに、消費者・市場等のニーズに対応したおきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、観光・リゾート産業と連携したグリーンツーリズム等の推進など各種施策を選択的かつ集中的に展開することによって、「持続的農林水産業の振興」及び「多面的機能を生かした農山漁村の振興」を図ることとする。

4　主な施策・事業

（1）おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

ゴーヤー・きくなどの戦略品目の拠点産地形成、さとうきび・パインアップルなどの安定品目の生産供給体制の強化　等

（2）流通・販売・加工対策の強化

新たな低コスト輸送ルートの開拓や集出荷場の再編・整備等による流通効率化対策、効果的な販売戦略の構築、加工対策と食品・観光産業との連携強化、食品の安全性の確保、製糖企業の経営体質強化　等

（3）農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保

経営感覚に優れた担い手の育成、農協・森林組合・漁協の経営基盤の強化、金融制度の充実、共済制度の充実、価格制度の充実　等

（4）農林水産技術の開発・普及

新技術の開発と試験研究機関の整備、農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化、海外研修生の受入れと研究者派遣　等

（5）亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

地下ダム等による農業用水源の確保、多面的機能発揮のための森林整備・保全、温暖でサンゴ礁の発達した海域特性に適合した漁港・漁場の整備　等

（6）多面的機能を生かした農山漁村の振興

生活環境基盤と情報基盤の整備、グリーンツーリズム等の促進、中山間・離島地域における耕作放棄地の発生防止、亜熱帯性気候を生かした緑化の推進　等

（７）環境と調和した農林水産業の推進

特殊病害虫の根絶と侵入防止、土づくりと病害虫対策の推進、赤土等流出防止対策の推進、堆肥等の資源循環システムの推進、森林の保全、漁場環境の保全　等

◎　沖縄県職業安定計画の概要

１　計画の構成

第１章　総説

第２章　雇用の動向

第３章　職業安定施策の展開

（１）雇用機会の創出・拡大と求職者支援

（２）若年労働者の雇用促進

（３）職業能力の開発と人材育成

（４）働きやすい環境づくり

（５）駐留軍等労働者の雇用対策の推進

２　計画の期間

平成１４年度～平成１６年度（３か年）

３　計画の目標

産業振興と一体となった具体的な施策の推進により、本県の雇用失業情勢を改善するとともに、職業の安定を図ることを目的とする。

４　主な施策・事業

（１）雇用機会の創出・拡大と求職者支援

沖縄振興特別措置法に基づく地域雇用開発促進法の特例を活用した雇用機会の創出と求職者支援、沖縄特別雇用開発推進事業の推進、公共職業安定所における職業紹介機能の強化、高齢者、障害者等の就業機会の拡大、緊急地域雇用創出特別交付金事業の実施

等

（2）若年労働者の雇用促進

高校生、大学生等新規学卒者に対する就職支援、若年求職者の就職支援、若年者総合雇用支援システムの構築（「沖縄キャリアセンター（仮称）」の新設等）

（3）職業能力の開発と人材育成

公共職業能力開発施設等における職業能力開発の充実、多様な教育訓練資源を活用した職業能力開発の拡充、「沖縄北部雇用能力開発総合センター（仮称）」の設置促進、大学生等のインターンシップ促進事業の実施、戦略産業人材育成支援事業の実施　等

（4）働きやすい環境づくり

労働時間の短縮推進、中小企業勤労者福祉サービスセンター及びファミリー・サポート・センターの設置促進　等

（5）駐留軍等労働者の雇用対策の推進

駐留軍等労働者の雇用対策の推進と駐留軍関係離職者に対する再就職の促進、沖縄失業者求職手帳所持者に対する再就職の促進